

総合福祉学部の求める教員像及び教員組織の編成方針

本学の建学の精神、教育理念の実現を目指し、総合福祉学部では、求める教員像および教員組織の編成方針を以下のとおり定める。

1. 総合福祉学部の求める教員像

(1) 教育上の能力

各学科が定める「学位授与の方針」「教育課程編成の方針」「入学者受け入れの方針」を理解するとともに、担当する科目について、十分な専門的知識を有し、当該科目の目標を学生が達成するための指導ができる者。また、熱意を持って学生と接することができる者。

(2) 研究業績

専門分野の研究を継続して追求し、その成果を業績として社会に示し、還元することができる者。

(3) 組織における役割

全学・学部・学科の各单位において、他の教職員と協力し、その円滑な運営に貢献できる者。

(4) 社会への貢献

社会貢献の観点から、地域社会・他機関などとの的確な連携のもと、実践的に研究・教育の成果を、社会や人々の生活の質の向上に役立てることができる者。

(5) 自己研鑽

上記(1)～(4)の能力を高めるために、学内の各種研修はもとより、あらゆる機会をとらえて、自らの研鑽に努めることができる者。

2. 総合福祉学部の教員組織の編成方針

2-1 教員配置

(1) 基準

学部・各学科の目的に基づき、大学設置基準、及び、各種資格養成課程に求められる専任教員の配置を行う。

(2) バランス

学部・学科の設置目的を達成するために必要な教員組織を編成するとともに、学生定員数に対する教員数を適正に配置する。

(3) 多様性

各学科において、専門分野、職位、年齢、性別、において特定の層に偏ることのないよう考慮するとともに、広く国内外に人材を求め、多様な人材を配置する。

2-2 教員人事

(1) 募集・採用・昇格

教員の募集・採用・昇任に関しては、全学の任用規定に基づき透明性及び公平性を保ち、適切に実施する。

(2) 適合性

科目の担当に関しては、各学科の教育課程編成方針に基づき、教育・研究業績を踏まえ、それにふさわしい教員を配置する。

2-3 教育内容改善のための組織的研修等

全学・学科単位において、FD・SDなどを通じて、個々の教員の能力の開発を行う。

(2019年4月1日)